（別紙　２）

**農地法第４・５条申請書添付書類**

**◎ 転用目的共通書類（申請書・添付書類各２部提出；１部は写しでも可）**

・申請書

・土地登記事項証明書・・・・・発行場所；法務局

・位置図（本庁及び支所から現地まで），住宅地図（現地を含み周囲が分かるもの）

・公図（14条図）・・・・・発行場所；法務局

・住民票（渡人；土地登記事項証明書との現住所が異なる場合のみ）

・事業計画書（一般・農家住宅，山林は省略可，**法人の場合は全ての転用に添付**）

・資金証明

・被害防除計画書，被害防除に関する誓約書

**上記の書類は必要です。さらに下記の転用目的に応じ，添付書類が追加されます。**

**○ 宅地の場合**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （配置図例）

**４ｍ**

**４ｍ**

・間取図，配置図（必ず**隣接地との距離・排水経路**を記載）

**４ｍ**

家

・宅建業の写し（建売住宅の場合）

**４ｍ**

**４ｍ**

車

・耕作証明（農家住宅の場合）

A

**○ 山林・駐車場・資材置場等の場合**　　　　　　　　　（資材置場例） （山林断面図例）

**４ｍ**

**４ｍ**

・断面図（山林のみ）

**４ｍ**

D

C

申請地

資材

　　　　　　駐車場

・配置図（隣接地との距離を記載；山林転用は４ｍ離す）

**４ｍ**

**４ｍ**

B

A

B

**○ 太陽光発電施設の場合**

・配置図（パネルを並べた全体図・隣接地との距離を記載）

D

C

・１枚の大きさを示した書類

・再生可能エネルギー発電設備の認定書

・工事負担金請求書

・当初許可者（認定書・工事負担金）と違う場合・・・・事業継承届出書・軽微変更届出

**○ その他必要とされる場合**

・未相続農地の場合

　　相続系譜図，同意書，印鑑証明書，相続放棄書，遺産分割協議書，戸籍謄本

・分筆が終わっていない場合

　　実測図

・法人の場合

　　定款または登記事項証明書

・一時転用の場合

　　復元計画書（農用地区域内の場合，農業振興地域整備計画の達成に支障がない市町村町の意見書）

・農業用施設にあっては，頭数・建築面積（牛舎等）によって，畜産環境保全計画書を提出し，その

　 意見書と意見を遵守する旨の確約書を添付する。

　　【要件；牛５０頭以上，豚舎５０㎡以上など。（くわしくは，畜産担当課へ）】

※ **すでに転用されている場合，始末書の添付。**

※ **賃貸借をする場合，賃貸借契約書の添付。**